

1 監査の対象

一般会計、特別会計(部落有財産特別会計を除く。)、企業会計

2 監査方法

令和6年度上半期末現在における、次の事項を主とした書類審査

- (1) 令和6年度新規事業の執行状況
- (2) 補助金・交付金の執行状況
- (3) 請負工事の執行状況
- (4) 委託業務の執行状況

3 監査の視点

本監査は、あらかじめ提出された新規事業執行状況調書、工事請負・業務委託事業執行状況調書、補助金・交付金調書を中心に、各課等から今年度の主だった事業の執行状況等を聴取り、関係書類を審査し、事務事業が遅滞なく、かつ効果的、効率的に執行されているかを主眼とし、法令及び条例等の定めに従って適正に事務処理がなされているかを監査した。

4 監査期間

令和6年10月10日、21日、29日、30日の4日間

5 監査の結果

監査の結果、執行状況及び事務処理については、おおむね良好と認められる。今後とも、適正な事務処理と健全な財政運営に努められたい。

なお、事業執行の留意すべき点については、以下に記す。

(1) 効率的かつ効果的な予算の執行について

概ね順調な予算執行が行われているなかで、6月補正予算で措置された事業において、9月末日時点で着手されていない事案が見受けられた。予算執行の時期は町民生活に大きな影響を与えるものであり、事業効果を高めるためにも、可能な限り早期の着手が求められる。

こうしたことから、小国町行政組織規則第9条に基づき各課に設置されている「室」が中心となって、十分な打ち合わせを行い、執行スケジュールや課題を明らかにし、速やかな事業の着手と適切な進行管理を行われたい。

(2) 補助金について

9月末日時点で交付実績のない補助金が一部に見受けられた。今後の事業展開に期待するものであるが、もともとこれらの事業については、事前に

ある程度のニーズを把握する必要があるものと思われる。今後、当該事業の見直しや関連事業との包括的な取り組みを行うなど、その実効性を高めるよう努められたい。